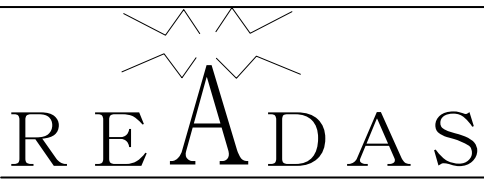


第 4698 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 3月29日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 自賠責保険料の損金算入時期

Q：自賠責保険料は3年分一括払いとなっていますが、1年を超える部分は前払処理しなければなりませんか？

A：継続して支出時の損金としているときは、その処理が認められるものと思われます。

【解説】

自賠責保険とは、自動車の所有者に対して加入が義務付けられているもので、正式には自動車損害賠償責任保険といいます。

自賠責保険は、強制加入で、また、その保険料の支払いがないと車検が受けられないものですから、租税公課あるいは車検費用の一部としての性格を有しているといえます。

そんなことから、①自賠責保険は損害保険ではあるけれど、一般の損害保険とは違った性格を持っている、②保険期間も最長で3年である、③保険料が少額であることなどから、強いて期間対応して損金に算入しなければならないとも考えられないことから、損害保険の保険料のように保険期間に応じて期間按分して損金算入するというようなことはせず、会社が、継続して保険料の支出時の損金として計上している場合は、その支払った際の一時の損金として処理することが認められるものと思われます。

